別表七の二付表六　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の96の２第１項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該連結法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額（前期以前の⑼の合計額）」⑺の欄は、当該連結事業年度前に租税特別措置法第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度の当該連結法人に係る別表七（一）付表五「６」の金額を含めて記載すること。

3　「特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（別表七の二付表一「10」）」⑽の欄は、次に掲げる金額に係る法第81条の９第３項（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結欠損金個別帰属額がある場合には、別表七の二付表一「10」の金額から次に掲げる金額を控除した金額を記載すること。

⑴　法第81条の９第２項第１号イに規定する災害損失欠損金額

⑵　法第81条の９第３項第２号に掲げる金額

別表六㈠の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 ((別表十七(一)「35」と(別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」)のうち多い金額)又は((別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)「32」)と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額))	5

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5

に、

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 ((別表十七(一)「35」と(別表十七(二の二)「24」は別表十七(二の五)「27」)のうち多い金額)又別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)」)と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額))	

入額 払利 るべ 」又 は((「32	17

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	17

とする。

別表六㈡の表中

措法第66条の８第２項前段若しくは第９項前段又は第68条の92第２項前段若しくは第９項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」＋「25」)	
⑯のうち措法第66条の８第３項若しくは第10項又は第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)	

を

措置法第66条の８第２項若しくは第９項又は第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」＋「24」)	
⑯のうち措置法第66条の８第３項若しくは第10項又は第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	

に、

㉓のうち措法第66条の８第２項後段若しくは第９項後又は第68条の92第２項後段若しくは第９項後段の規定より損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	